

立会外取引及びE F F取引の申出価格の範囲の見直しに係る
立会外取引実施細則等の一部改正について

2020年12月28日

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、立会外取引実施細則及びE F F取引実施細則の一部改正を行い、2021年1月4日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、エネルギー市場（電力除く）及び中京石油市場の立会外取引及びE F F取引の申出価格の範囲を見直すものです。

II. 改正概要

（備考）

1. 立会外取引及びE F F取引の申出価格の範囲見直し

・立会外取引実施細則

- ・申出価格の範囲を、 $X \pm (Y \times 3.2\%)$ とします。

第2条第1項

X：直前の約定値段

・E F F取引実施細則

Y：直前計算区域の帳入値段

第2条第1項

2. その他

・立会外取引実施細則

- ・「値段」を改め、「価格」とします。

第2条第2項

III. 施行日

2021年1月4日から施行し、2020年12月30日の午後4時15分から申出を行う立会外取引及びE F F取引から適用します。

以上